

平成20年5月19日

ご契約内容毎にカスタマイズした支払事由の一覧 「保険金などをもれなくご請求いただくために」 の新設・送付について

第一生命保険相互会社（社長 斎藤 勝利）では、お客さまに保険金・給付金のご請求をより適切に行なっていただけるよう、平成20年5月より、「保険金などをもれなくご請求いただくために」を新設し、ご契約締結後に生命保険証券とともにお客さまへの郵送を開始しました。

「保険金などをもれなくご請求いただくために」は、ご加入いただいたご契約内容毎にカスタマイズした支払事由の一覧です。支払対象となる場合、支払対象とならない場合を表示し、保険事故が発生したときに給付されるのか、給付されないのかを、お客さまが一見してご確認いただくことができます。

また、支払事由に該当する場合（あるいは該当する可能性がある場合）は当社のコールセンターなどに問い合わせさせていただくことを併せて記載することで、お客さまの利便性向上を図ります。

なお、同書面は、お客さまが契約後いつでも確認できるようにするために、お客さまに生命保険証券とともに保管していただけるように生命保険証券に同封し郵送します。

当社では、引き続き、「ご契約時」、「ご契約期間中」、「お支払い時」の各段階において、ご契約内容へのご理解をさらに深めていただくためにお客さまサービスの更なる向上を図ってまいります。

積立利率変動型個人年金保険および変額年金保険については、現在、生命保険証券とともに郵送している「お手続きガイド」に支払事由を記載する等の改訂を行ない、4月中旬より順次お客さまへ郵送を開始しています。

【保険金などをもらなくご請求いただくために（見本）】

（注）ご加入の保険商品等により、内容が異なります。

保険金などをもらなくご請求いただくために
「堂堂人生」
5年ごと配当付更新型終身移行保険

証券番号

契約者 第一 太郎 様
被保険者 第一 太郎 様

見本：堂堂人生（1ページ）

本説明書は、保険金などのご請求方法や、今回ご加入いただいた契約のお支払いとなる主な条件を説明したものです。保険金などをもらなくご請求いただくためにご活用ください。
複数のご契約に加入されている場合、本説明書の内容以外にもお支払い対象に該当する場合がありますので、すべてのご契約について、お手持ちの保険証券およびご契約のしおり - 定款・約款でご確認ください。

1 保険金などのご請求方法

(1) ご請求手続きの流れ

お客さま

1 請求の連絡

保険金などのお支払い対象に該当すると思われる場合、ご不明な点がある場合は…
担当の職員またはコールセンターにご連絡ください。

第一生命コールセンター 0120-157-157

受付時間 <月-金> 9:00-17:00
(祝日・年末年始を除きます)

ご連絡の際は、保険証券と、ご契約のしおり - 定款・約款をお手元にご用意ください。お近くの第一生命でのお手続きも可能です。お近くの第一生命へご連絡の際は、ご契約のしおり - 定款・約款の巻末に記載のご連絡先一覧をご参照ください。

2 書類を送付

ご請求にあたってのご案内と、ご請求に必要な書類をお届けします。

必要書類
など

3 書類を準備し提出する

- ・ 請求書類に必要事項をご記入ください。
- ・ 病院に診断書の発行をご依頼ください。

(診断書の提出に代えて、ご自身で記入する報告書と領収書・手術同意書の写し等で代用可能な場合があります)

- ・ ご案内した書類をご準備ください。
- ・ すべて準備できましたらご提出ください。

4 書類を拝見

ご提出いただいた書類の内容を拝見しご契約の約款にしたがって、保険金などをご指定の口座へ送金します。

5 支払内容の確認

お支払金額などの明細を郵送しますので、内容をご確認ください。

ご請求にあたっての留意点

- ・ ご請求のご連絡をいただいた際、当社担当者が病名などをお伺いしますので、あらかじめご了承ください。
- ・ ご請求の内容によっては、診断書のほか、戸籍抄本（謄本）、住民票などをご提出いただく場合があります。また、これらの書類の発行にかかる費用はすべてお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- ・ お支払いは、ご提出いただいた診断書の内容にもとづいて行います。したがって、診断書に記載のない病名、入院および手術などについては、保険金などをお支払いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ ご本人が病名をご承知でない場合でも、保険金などをお支払いすることによって、ご本人に病名が知られてしまうことがあります。病名の管理に注意が必要な場合は、ご請求の連絡をいただく際に担当の職員またはコールセンター担当者にお申し出ください。

(2) 「被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約」を付加した場合など
被保険者が受取人で、被保険者ご本人が請求できない特別な事情がある場合は、指定代理請求人（指定代理請求人が指定されていない場合は死亡保険金等の受取人）が代理人としてご請求することができます。万一の際に備え、お支払事由および代理請求ができる旨をあらかじめ指定代理請求人や死亡保険金等の受取人にお伝えください。ただし、保険金などの受取人が法人である場合には、保険金などの代理請求はできません。

(3) お支払いの対象とならなかった場合の診断書取得費用相当額の当社負担について
ご請求の際、当社所定の診断書をご提出いただいたにもかかわらず、お支払いの対象とならなかった場合には、その取得費用のご負担を軽減するために診断書1枚につき一律5千円をお支払いいたします。(ご自身で記入いただく報告書や、請求を取り下げた場合などは対象となりません。なお、取得費用相当額の当社負担の取扱いは、今後変更となる場合があります。)

2008年 9月 9日 本社工成 99999
999-99-99-999999999 99 9/9

保険金などのご請求方法や、第一生命コールセンター等の問い合わせ先を記載しています。

保険金などをめれなくご請求いただくために
「堂堂人生」
5年ごと配当付更新型終身移行保険

証券番号

見本：堂堂人生（2ページ）

契約者 第一 太郎
被保険者 第一 太郎

2 保障内容

今回ご加入いただいた契約の「保障内容」および「お支払いとなる主な条件」は以下のとおりです。なお、保険金などのお支払い条件等の詳細は、ご契約のしおり - 定款・約款をご確認ください。

保障内容欄には、お支払い対象に「○」、お支払い対象とならない場合は「×」を表示しています。お支払い対象に該当すると思われる場合は担当の職員またはコールセンターへご連絡ください。

約款に定める支払事由に該当しない場合には、保険金などをお支払いできないことがあります。

保障内容	お支払いとなる主な条件 詳細は約款をご確認ください。	該当の主契約・特約
死亡	死亡された	主契約（死亡保険金） 特定疾病保障定期保険特約 障害保障特約 特定状態収入保障特約
満期等	保険期間満了時に生存されている × 保険期間中に到来する3年ごとの年単位の契約応当日の前日に生存されている	主契約（生存給付金）

新規にご加入いただいた契約のお支払対象となる該当の主契約・特約を表示しています。

保障内容	お支払いとなる主な条件 詳細は、ご契約のしおり - 定款・約款をご確認ください。	該当の主契約・特約	
入院・手術等への備え	災害で入院	災害で180日以内に1日以上入院した その入院が5日以上となった	新総合医療特約D（本人型） 入院時保険料相当額給付特約D
	病気で入院	1日以上入院した その入院が5日以上となった	新総合医療特約D（本人型） 入院時保険料相当額給付特約D
	生活習慣病で入院	がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患で1日以上入院した	新総合医療特約D（本人型） 新生活習慣病特約D
	× 女性特有の病気で入院	乳がん・子宮筋腫など、約款に定める病気で1日以上入院した	新総合医療特約D（本人型）
	手術	公的医療保険の手術料の算定対象となる手術または先進医療に該当する手術を受けた（約款に定める手術に限ります。） その手術に引き続き約款に定める手術を受けた場合は、手術後集中治療給付金も	新総合医療特約D（本人型）
3大疾病への備え	× 乳房、子宮または卵巣にかかわる手術	乳がんになったと医師により診断され、観血切除術を受けた 観血切除術を受けた後に乳房再建手術を受けた場合は、乳房再建給付金もお支払いします。 乳房の上皮内がんは、支払対象となりません。 子宮摘出術または卵巣摘出術を受けた	
	がん（悪性新生物）	生まれて初めてがんになったと医師により診断された 上皮内がん（大腸の粘膜がんを含みます）および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは、支払対象となりません。	特定疾病保障定期保険特約 特定状態収入保障特約 保険料払込免除特約
	急性心筋梗塞 脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）	初めて医師の診療を受けた日を含めて、60日以上労働制限が必要であったと医師により診断された 初めて医師の診療を受けた日を含めて、60日以上言語障害・運動失調・麻痺等の他人が感じとれる神経学的後遺症が継続したと医師により診断された	

新規にご加入いただいた契約について、お支払対象となる場合に「○」、お支払い対象とならない場合は「×」を表示しています。

お支払いとなる主な支払事由を表示しています。


印の特約は、責任開始期（2025年1月1日）から適用となります。

保険金などをめれなくご請求いただくために
「堂堂人生」
5年ごと配当付更新型終身移行保険

証券番号

見本：堂堂人生（3ページ）

契約者 第一 太郎
被保険者 第一 太郎

保障内容	お支払いとなる主な条件 <small>詳細は、ご契約のしおり・定款・約款をご確認ください。</small>	該当の主契約・特約
 身体障害状態・高度障害状態への備え	両眼の視力を全く永久に失った 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失った 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要する状態となった 両方の腕について、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失った 両方の足について、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失った 片方の腕について手関節以上で失い、かつ、片方の足について、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失った 片方の腕について用を全く永久に失い、かつ、片方の足について足関節以上で失った 両耳の聴力を全く永久に失った 片方の腕について、手関節以上で失ったか、または3大関節のうち2関節以上の用を全く永久に失った 片方の足について、足関節以上で失ったか、または3大関節のうち2関節以上の用を全く永久に失った	主契約（高度障害保険金） 特定疾病保障定期保険特約 障害保障特約 特定状態収入保障特約
	肝臓の機能に著しい障害を永久に残した、または肝移植を受けた 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けた 恒久的心臓ペースメーカーを装着した 心臓に人工弁を置換した 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けた ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設した 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設した	障害保障特約 特定状態収入保障特約 保険料払込免除特約 障害保障特約 特定状態収入保障特約 保険料払込免除特約
 要介護状態への備え	以下の および の状態が180日以上継続し、かつ、回復の見込みがない 他人の介護なしには寝返りができない状態（ベッド柵等につかまらなくては寝返りができない状態も含みます）または補助用具等を用いても歩行できない状態（補助用具等を用いたり壁で手を支えたりしなければ歩行できない状態も含みます） 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱の4項目のうち、 1項目が全面的な介護を要し、その他の1項目が部分的な介護を要する状態 以下の および の状態が180日以上継続し、かつ、回復の見込みがない 認知症を原因として、時間、場所または人物の認識ができない見当識障害があり、かつ徘徊、迷子、不潔行為等の約款に定める問題行動が5項目以上見られる状態 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱の4項目のうち、 1項目が全面的な介護を要し、その他の1項目が部分的な介護を要する状態	特定状態収入保障特約 保険料払込免除特約
 その他の保障	・災害で180日以内に上記以外の約款に定める身体障害状態に該当した（特定状態収入保障特約） ・災害で180日以内に骨折・関節脱臼・腱の断裂で約款に定める治療を受けた（特定損傷特約D） ・余命6か月以内と判断されるとき（リビング・ニース特約）	

ご契約内容の留意点

主契約の約款に定める身体障害状態に該当したときは、以後の保険料のお払込みを免除します。
 死亡保険金（給付金）以外の保険金などは、約款に定めがない限り、責任開始期前に発病していた病気や事故を原因とする場合は支払対象となりません。
 次の特約については、法令等の改正または医療技術の変化により、支払事由に関する規定を変更することがあります。変更する場合、2か月前までにお知らせします。
 （特定状態収入保障特約・障害保障特約・疾病障害特約D・新総合医療特約D・特定難病特約D・保険料払込免除特約）
 特定疾病保障定期保険特約・障害保障特約より特約保険金をお支払いした場合は、それぞれの特約は消滅します。
 特定状態収入保障特約の特約年金および特約死亡給付金は重複してお支払いしません。

2008年 9月 9日 本社工成 99999
999-99-99-99999999 99 9/9